

○国土交通省では、「都市（まち）の木造化推進法」に基づく基本方針※<sup>1</sup>を踏まえ、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を推進している。



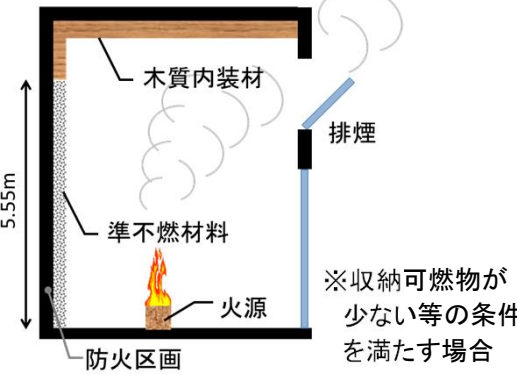
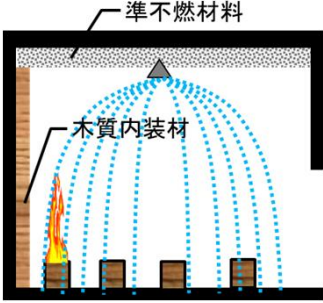
○官庁施設の基本的性能基準に規定する「初期火災の拡大防止に関する性能」の水準※<sup>2</sup>を確保しつつ、**内装に不燃処理を行わない木材が使用できるよう、その手法を同基準等※<sup>3</sup>に明示する改定を実施した。**

※<sup>1</sup>：「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）

※<sup>2</sup>：一般的な事務室等について、「出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっている。」

※<sup>3</sup>：「官庁施設の基本的性能基準」に併せて、「建築設計基準」、「建築設計基準の資料」の改定を実施した。

## 改定の主なポイント

従前の規定	従前の規定に加え、以下の3つの手法を明示		
<p>原則として、壁・天井の内装は準不燃材料を使用</p> 	<p>① 壁の下部（着火しても容易に消火可能）には木材を使用、それ以外は下地とも燃えにくい材料を使用</p> 	<p>② 出火しても着火するおそれのない部分には木材を使用、それ以外は準不燃材料を使用</p> 	<p>③ スプリンクラー設備により散水される壁には木材を使用、天井は準不燃材料を使用</p> 

木材を使用する場合、木材の不燃処理が必要



外来者の利用が想定される室の腰壁（スプリンクラー設備が設置されている場合は壁全体）、エントランスホールの天井等で、不燃処理を行わない木材が利用できるようになる（建築基準法の内装制限の対象とならない部分に限る）